

大阪府吹田市と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学
とのボランティア活動に関する協定書

大阪府吹田市と大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学（以下「両者」という。）が、学生ボランティア活動の推進に関して、相互に協力することを目的として、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 両者は、学生ボランティア活動の推進に関して、相互に協力・連携を行い、地域社会の活性化や賑わいの創出を図るとともに、学生のまちへの愛着を醸成することで、学生ボランティア活動の発展に寄与することを目的とする。

(内容)

第2条 両者は、相互に連携協力して、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学生のボランティア活動に対する支援活動。
- (2) 学生のボランティア活動における広報活動。
- (3) ボランティア活動に関する情報提供。

(経費)

第3条 連携協力に必要な経費の負担については、各々の事業ごとに両者の間で協議の上、決定する。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヵ月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条

- (1) この協定書に定めるもののほか、連携協力に関する細目については、両者が協議して定めるものとする。
- (2) この協定書に定める事項について疑義が生じたときは、両者が協議して解決を図るものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を所持する。

令和6年（2024年） 3月 21日

大阪府吹田市
市長 後藤 圭二

大阪成蹊大学
学長 中村 佳正

大阪成蹊短期大学
学長 紺野 昇